

三商レポート

第七十一話 「1人暮らしの高齢者の不安」

相続プラザ 花小金井（株）三商 内藤 雄

小平市花小金井南町1-14-24 電話042-467-2103

メールsansyo@trust.ocn.ne.jp <http://www.souzokusoudan.net>

高齢社会となり、1人暮らしの高齢者が増え続けています。死別・離婚・生涯独身など理由は様々です。上野千鶴子著「おひとり様の老後」がベストセラーになる背景です。

Aさん(78歳)も昨年ご主人を亡くされ、1人暮らしが始まりました。ご主人が残してくれた預貯金と年金を頼りに生きていくこととなります。

「いつまで生きられるか分からないし、いくらお金が残るかも分かりません。もしお金が残ったらどうなるのでしょうか。」とAさん。

Aさんには子供がいません。両親も既に亡くなっています。田舎には兄弟姉妹が多くいますが、既に4人が亡くなっています。そのため、何もしなければ法律上は第三順位の兄弟姉妹や亡くなった人の甥や姪が相続人になります。

「できることなら、夫婦で一番世話になった東京の姉に差し上げたい」とAさん。そこで、「姉の〇〇に相続させる」と公正証書で遺言を作成し、姉の子(甥)を遺言執行人に指定し、「もし姉が亡くなっていたら、その甥に相続させる」との遺言を作成することになりました。

「こうしておけば安心です。元気で長生きしてくださいね。」

しかし、Aさんの表情は晴れません。

「いいえ、もう年ですし、いつどうなるかわかりません。」

Aさんの静かな話を聴き続けます。するとAさんは、自分が死んだあとのお金のことよりも、これから生きていく自分自身のことの方がはるかに不安であることが分ってきました。

「もし病気になったら」「もし認知症になったら」「もし1人で死んでいたら」と次々に不安な言葉が出てきます。Aさんに限らず、1人暮らしの高齢者に共通の

不安です。公共料金などの支払・お金の管理・介護や入院手続・家の処分・葬儀や遺品の整理など、誰がやってくれるのか不安材料は尽きません。

2000年4月1日から成年後見制度が介護保険制度と同時に始まりました。高齢化と共に判断能力が不十分となり、自分で財産管理や身の回りのことができなくなった人を保護し支援する制度です。Aさんに任意後見制度の説明をすると「ぜひやっておきたい」と。Aさんの姉の息子さん(Bさん)に任意後見人をお願いすると、快く引き受けてくれました。そこで、後見開始前から財産管理を委任し代理権を与えておく「移行型」の任意後見契約を作成することになりました。身内なのでBさんへの報酬はなしに。しかし、任意後見が始まるとBさんにかかなりの負担をかけることとなります。そこで、残った預金はBさんにも差し上げる遺言にして、Bさんに報いることにしました。公証役場でAさん・Bさんは公証人から丁寧な説明を受け、遺言と任意後見契約を作成しました。

成年後見制度が誕生したことで、今後は後見人を付けなければいけない場合が増えることとなります。かつて老後のことは、家族がうまく処理してきました。周囲もおおらかに対応していました。例えば、形だけの「委任状」があれば不動産の取引もできました。「面識」があれば銀行の預金の出し入れも可能でした。しかし、今後は高齢者の保護の視点から、本人確認・本人の意思確認が厳しくなり、かつてのやり方は通用しなくなります。

成年後見は良い制度ですが、まだ制度やその仕組みは知られていません。手続が面倒なうえ費用もかかります。本人が亡くなるまで続きます。制度の目的である財産管理や身上監護についても、何がやれるのか、やれないのかについて誤解も多くあります。例えば、後見人になると介護もしなければいけない、後見人になれば財産を自由に使える、など。どちらも誤りです。

裁判所が選ぶ法定後見人と違い、任意後見人の良さは、自分が元気なうちに、自分が信頼できる人を選んでお願いできることにあります。甥のBさんをお願いできたAさんはやっとな安心した表情を見せてくれました。しかし、同時に「姉やBさんを巻き込んでしまって申し訳ない気がします」とも。

高齢社会のもとで、互いに助け合い、気がねなく、安心して後見制度が使えるような意識の広がりがあると良いと感じます。そして、元気なうちに「遺言」と「任意後見契約」をセットで作成しておくことが普通のことになると良いと思います。

(2010年5月16日)

～いつも「三商レポート」をお読みいただきありがとうございます～